第十四条を削る。

第十五条の見出しを「歳入金月計突合表等の添付」に改め、同条中「日本銀行の」を「日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）第七十九条の規定により日本銀行から送信された」に、「備考に付記」を「備考欄に記入」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十四条とする。

2　前項に定めるもののほか、歳入徴収額計算書に添付しなければならない書類は、会計検査院が別に指定する。

第十六条中「次のとおり」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第三条第四項に規定する歳入の内容を示す書類

第十六条第三号中「若しくは」を「、若しくは」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十五条とする。

2　次の各号に掲げる歳入について、歳入証明書（第一号の三書式）を提出したときは、前項各号に規定する証拠書類を会計検査院から要求のあった際に提出することができるように歳入徴収官が保管することができる。

一　分割納付債権（法令の規定に基づく特約又は処分により分割して納付することとされているものをいう。以下同じ。）及び貸付料債権等（貸付料債権その他法令又は契約により継続して一定金額を定期に納付することとされているものをいう。以下同じ。）の二回目以降の徴収決定に係る歳入（分割納付債権又は貸付料債権等の内容が変更された場合においては、変更後の初回分を除く。）

二　前号に定めるもののほか、会計検査院が別に指定する歳入

3　延納の特約をしたものについて徴収決定をしたものがあるとき又は不納欠損処分をしたものがあるときは、前項の規定にかかわらず、その証拠書類を提出しなければならない。

第十七条の見出しを「競争契約に関する書類の添付」に改め、同条第一項中「公告に関する書類、予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類、すべての入札書又は入札者氏名及び入札金額を明らかにした関係職員の証明書並びに契約書の附属書類」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一　公告に関する書類

二　予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類

三　全ての入札書又は入札者氏名及び入札金額を明らかにした関係職員の証明書

四　契約書の附属書類

第十七条第二項中「よつた」を「よった」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条の見出しを「随意契約に関する書類の添付」に改め、同条中「予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類、見積書並びに契約書の附属書類」を「次の各号に掲げる書類」に改め、「し、なお、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第九十九条の二又は第九十九条の三の規定により随意契約をした場合は、前回までの競争に関する概要を明らかにした調書を証拠書類に添付」を削り、同条に次の各号を加え、同条を第十七条とする。

一　予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類

二　見積書

三　契約書の附属書類

四　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第九十九条の二又は第九十九条の三の規定により随意契約をした場合は、前回までの競争に関する概要を明らかにした調書

第十七条の次に次の一条を加える。

（証拠書類に付記する事項）

第十八条　次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を関係する証拠書類に付記しなければならない。

一　予算決算及び会計令第百条の二第一項第四号の規定により契約書の作成を省略したとき　その旨

二　財産の売渡し又は貸付けその他の契約について、指名競争に付したとき、又は随意契約によったとき（予算決算及び会計令第九十四条第一項第四号から第六号まで又は第九十九条第五号から第七号までの規定に基づく場合を除く。）　適用した法令の条項

三　法令の規定により分割して徴収決定をしたとき　前回までの徴収決定年月日及び金額

第十八条の二を削る。

第十九条の見出しを「誤びゅう及び訂正の報告」に改め、同条中「記載」の下に「し、又は記録」を、「について」の下に「誤りを発見し、その」を加え、「訂正の内容を報告」を「その内容を記載した報告書を提出」に改める。

「第二章の二　国税収納命令官等の計算証明」を削る。

第十九条の二の前に次の節名を付する。

第四節　国税収納命令官等の計算証明

第十九条の二第二項を次のように改める。

2　計算書は、国税収納金整理資金徴収額計算書（第二号の二書式）とする。

第十九条の三第一項中「取り扱つた」を「取り扱った」に改め、同条第二項中「前項」を「、前項」に、「取り扱った」を「取り扱った」に改め、「証拠書類」の下に「及び添付書類」を、「第九条」の下に「及び第十九条の五第二項」を加え、「、表紙には」を削り、「職氏名を」の下に「証拠書類及び添付書類の表紙に」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定は、証拠書類及び添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録について準用する。この場合において、前項中「ごとに別冊とし」とあるのは「の別に」と、「の表紙に記載」とあるのは「に記載すべき事項を記録した電磁的記録に併せて記録」と読み替えるものとする。

第十九条の四の見出しを「国税収納金整理資金受入金月計突合表等の添付」に改め、同条中「日本銀行の」を「日本銀行国庫金取扱規程第八十一条の二の規定により日本銀行から送付された」に、「備考に付記」を「備考欄に記入」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、国税収納金整理資金徴収額計算書に添付しなければならない書類は、会計検査院が別に指定する。

第十九条の五中「証拠書類等」を「証拠書類及び添付書類」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する証拠書類及び添付書類の編集の方法は、第八条及び第八条の二の規定にかかわらず、会計検査院が別に指定する。

第十九条の六第二項を次のように改める。

2　計算書は、国税収納金整理資金支払命令額計算書（第二号の三書式）とする。

第十九条の七の見出し及び同条中「証拠書類等」を「証拠書類」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する証拠書類の編集の方法は、第八条及び第八条の二の規定にかかわらず、会計検査院が別に指定する。

第十九条の八第一項中「次条第二項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　計算書は、国税収納金等現金出納計算書（第二号の四書式）とする。

第十九条の九第二項中「第九条」を「第八条及び第九条」に改め、「、表紙には」を削り、「職氏名を」の下に「証拠書類の表紙に」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定は、証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録について準用する。この場合において、前項中「ごとに別冊とし、第八条」とあるのは「の別に、第八条の二」と、「の表紙に記載」とあるのは「に記載すべき事項を記録した電磁的記録に併せて記録」と読み替えるものとする。

第十九条の十一の次に次の一条を加える。

（国税収納金整理資金に関する特別の書類）

第十九条の十二　この節に定めるもののほか、国税収納金整理資金に関して提出しなければならない書類は、会計検査院が別に指定する。